同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び同法附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規

同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 9 項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第 1 条の規定による改正前の土地改良法第 90 条第 5 項の規定に基づく負担金及び同法第 91 条第 6 項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 7 項及び同法附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 3 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 9 項の規